平成３０年（フ）第３号
長崎県大村市富の原２丁目557番地１　水晶館Ⅱ211
債務者　秋本　亮祐
1　決定年月日時　平成30年２月15日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　大森　一平
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年５月16日午後３時
5　免責意見申述期間　平成30年５月９日まで
長崎地方裁判所大村支部破産係

平成３０年（フ）第３６１号
大阪府摂津市鳥飼上２丁目１番52―401号
債務者　城内　敬治
1　決定年月日時　平成30年２月14日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　北川　恭介
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年５月24日午後２時
5　免責意見申述期間　平成30年５月10日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第３３８号
沖縄県糸満市西崎６丁目３番８―402号　Ｐｉｏａｒｔｅ
債務者　兼久　伸一
1　決定年月日時　平成30年２月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　仲村こず江
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年５月24日午前11時
5　免責意見申述期間　平成30年５月10日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成３０年（フ）第４１号
愛知県西尾市吉良町木田須崎13番地１　ハイステージグランブルーＤ102号
債務者　大迫　将司
1　決定年月日時　平成30年２月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　蜂須賀邦夫
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年５月29日午後２時35分
5　免責意見申述期間　平成30年５月15日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成３０年（フ）第５９号
北海道北広島市稲穂町東10丁目４番地１
債務者　武笠　昭男
1　決定年月日時　平成30年２月14日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　中辻　　峻
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年５月23日午後２時30分
5　免責意見申述期間　平成30年５月16日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成３０年（フ）第８号
三重県伊勢市神久２丁目３番37号
債務者　山本　憲司
1　決定年月日時　平成30年２月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　奥村　雅道
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年６月６日午前10時
5　免責意見申述期間　平成30年５月16日まで
津地方裁判所伊勢支部破産係

平成３０年（フ）第１２号
宮崎市佐土原町下田島210番地
債務者　大塚　昌也
1　決定年月日時　平成30年２月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　新井　貴博
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年５月22日午前11時
5　免責意見申述期間　平成30年５月21日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成３０年（フ）第１６号
岐阜県各務原市鵜沼朝日町５丁目234番地23
債務者　地形　信篤
1　決定年月日時　平成30年２月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　河合　良房
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年５月22日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成30年５月22日まで
岐阜地方裁判所

平成２９年（フ）第３２９号
宮崎市吉村町下り松甲2401番地３
債務者　淵脇　喜代
1　決定年月日時　平成30年２月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　橘　　潤
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年５月25日午前10時
5　免責意見申述期間　平成30年５月24日まで
宮崎地方裁判所破産係

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成３０年（フ）第１２号
群馬県高崎市鼻高町52番地５　鼻高フラットＣ101号
債務者　山内めぐみ（旧姓西川）
1　決定年月日時　平成30年２月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月10日まで
前橋地方裁判所高崎支部

平成２９年（フ）第１８７５号
さいたま市北区別所町102番地５　星野ハイツ203
債務者　巻口　正雄
1　決定年月日時　平成30年２月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月10日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成３０年（フ）第６５号
埼玉県川口市芝５丁目３番19号　アゼリアコート205号
債務者　村尾恵利子
1　決定年月日時　平成30年２月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月10日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成３０年（フ）第９３号
埼玉県川口市大字西立野1106番地の３
債務者　松本　智代（旧姓松田）
1　決定年月日時　平成30年２月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月10日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成３０年（フ）第９８号
埼玉県加須市南町15番66号　エルディム柿沼106号
債務者　橘信子こと　丁　　信子
1　決定年月日時　平成30年２月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月10日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成３０年（フ）第２７号
埼玉県所沢市東所沢和田１丁目24番地の５エスポアールめぐみ202
債務者　水永裕二郎
1　決定年月日時　平成30年２月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月10日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成３０年（フ）第２８号
埼玉県所沢市東所沢和田１丁目24番地の５エスポアールめぐみ202
債務者　水永　和江
1　決定年月日時　平成30年２月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月10日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成３０年（フ）第２７号
埼玉県熊谷市八木田356番地２
債務者　神山　祐太
1　決定年月日時　平成30年２月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月10日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部